

写

食安監発 0727 第 4 号

平成 24 年 7 月 27 日

各 $\left[\begin{array}{l} \text{都 道 府 県} \\ \text{保 健 所 設 置 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right]$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

矯正施設の給食に係る衛生管理教育への協力依頼について

矯正施設におけるウエルシュ菌食中毒対策については、平成 24 年 4 月 26 日付け食安監発 0426 第 1 号にて通知したところですが、その後も矯正施設におけるウエルシュ菌による食中毒が発生していることを踏まえ、別添のとおり、法務省矯正局矯正医療管理官補佐より矯正施設に対し、食中毒防止の施策を積極的に導入するよう連絡した旨の説明を受けました。

つきましては、管内に矯正施設を有する自治体においては、これらの施策の協力依頼があった場合には、可能な範囲で対応をお願いします。

事務連絡

平成 24 年 7 月 19 日

矯正施設の所管課長 殿

矯正管区医療分類課長 殿

矯正局矯正医療管理官補佐

給食に係る衛生管理教育の実施について

食中毒の発生防止については、機会あるごとに注意喚起され、当室からの各種通知・事務連絡等を踏まえ、鋭意、その防止に向けて尽力されていることと存じます。

ところで、食中毒発生の予防対策としては、調理工程の改善、調理から喫食までの時間短縮等のほか、実際に調理を担当する受刑者・在院者等及び職員の衛生管理に対する問題意識の付与等、様々なものが考えられます。

例えば、受刑者に対する作業安全衛生に関する事項として、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第 95 条では、受刑者の安全及び衛生を確保するため、刑事施設の長が必要な措置を講じなければならないと規定し、これを受け、「受刑者等の作業の安全及び衛生の確保に関する訓令（平成 18 年法務省矯成訓第 3338 号大臣訓令）」第 24 条では、新たに作業に就く場合又は作業内容・方法を変更する場合には、作業に関する安全衛生教育を行い、「就業者安全衛生心得」を周知させるものとし、さらに、炊事作業の衛生に関する心得事項として、「受刑者等の作業の安全及び衛生の確保に関する訓令の運用について（平成 18 年法務省矯成第 3339 号矯正局長依命通達）」別紙 2 第 12 記 11 において、清潔な作業衣を着用し、食品衛生に注意すること、及び調理場、調理器等を清潔にしておくことが盛り込まれ、食品衛生の観点からも周知させることとされています。また、少年院処遇規則第 43 条第 2 項において、在院者に対し、常に衛生に関する知識及び技能を習得させるように努めなければならないとされています。

今般、各施設における炊事作業に関する食品衛生教育の実施の実情について確認したところ、他施設で食中毒事案が発生した際、担当職員等から、事案の概要の説明、衛生管理上の注意・指導を実施しているほか、食中毒の防止に係るビデオ視聴を実施している事例、管轄保健所職員から受刑者に対し、食中毒防止に関する講義を実施している事例など、参考となるものが挙げられました。

つきましては、食中毒防止に関する施策として、下記のとおり参考となる事項を例示しましたので、各施設におかれましては、実情等を踏まえ、受刑者・在院者等及び職員それぞれに対し積極的に導入するなど、格別の配慮をお願いいたします。

記

1 炊事工場就業受刑者・炊事担当在院者

- (1) 新たに作業に就く受刑者・在院者に対し、安全衛生教育のほか、食中毒の防止等の指導・教育を充実させること。
- (2) すべての就業受刑者・在院者に対し、適宜、食中毒の防止等の指導・教育を充実させること。
- (3) 管轄保健所等の協力を得て、食中毒防止ビデオを視聴させるとともに、同所職員から、食中毒防止に関する講義を実施すること。

2 炊事工場担当職員

- (1) 施設に配置されている管理栄養士から、食中毒防止を始め、食品衛生等に係る講義を実施すること。
- (2) 管轄保健所等の協力を得て、食中毒防止ビデオを視聴させるとともに、同所職員から、食中毒防止に関する講義を実施すること。
- (3) 保健所等で実施している食品衛生講習会等へ参加させること。

3 一般職員

- (1) 「矯正施設における医療関係研修の実施について」（平成15年法務省矯総第4282号総務課長通知）別紙記載研修科目「感染症と矯正施設」に関連し、食中毒防止に関する職員全体研修を実施すること。
- (2) 施設に配置されている管理栄養士から、食中毒防止を始め、食品衛生等に係る講義を実施すること。